

インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度

認証基準の一部改訂に関するお知らせ

2024年9月26日

特定非営利活動法人
結婚相手紹介サービス業認証機構

今般、当機構においては、2024年10月1日より、インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度における認証基準の一部を改訂しますので、下記の通り認証事業者の皆様にお知らせいたします。

記

< 1, 認証基準の改定 >

3.1 本人確認の方法

契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日などをもって本人を確認すること。公的な証明書としては、健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券の写しなど、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管すること。なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させるようにすること。なお、証明書の保管期間は必要最低限の期間とし、最長でも契約終了後 ~~3か月間~~ 1年間 までの保管期間とすること。

5.1.2 個人情報保護規程 以下の事項が満たされており、具体的な対処方法の記載がなされた個人情報保護規程を有すること。

①～⑪ (省略)

⑫ 契約が終了した顧客の個人データは、一定期間後に抹消する等の措置が講じられていること。その期間は顧客に明示すること。なお、保管期間は必要最低限の期間とし、最長でも契約終了後 ~~3か月間~~ 1年間 までの保管期間とすること。

⑬ (省略)

< 2, 重要な審査基準の改定 >

4.2 安全なサービス提供のための措置

認証基準 4.2 に関する現地審査の方法に「(5) SNS への誘導の禁止」を追加します。

(5) SNS への誘導の禁止

SNS へ誘導する行為を利用規約で禁止し、関連語句を NG ワードに登録し入力を制限すること。

以上